

「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部
を改正する法律」の圏域別説明会

島根県健康福祉部健康推進課
(母子・難病支援グループ)

次 第

1. あいさつ
2. 制度説明
 - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律
 - ・ 児童福祉法の一部を改正する法律
 - ・ 指定医、指定医療機関の指定 等
3. 質疑応答

4. その他

【島根県ホームページ】

<指定医・指定医療機関申請様式等>

◇難病の新しい医療費助成制度について

<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/kenko/nanbyo/nanbyoujosei.html>

◇小児慢性特定疾病医療費支援

<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/kenko/hoken/shouman.html>

【平成26年度圏域別説明会日程】

- | | |
|-------------|--------------------|
| ○11月27日(木) | |
| 10:00～12:00 | 雲南圏域：雲南保健所集団指導室 |
| 14:30～16:30 | 松江圏域：島根県職員会館多目的ホール |
| 19:00～21:00 | 出雲圏域：出雲保健所大会議室 |
| ○12月4日(木) | |
| 10:00～12:00 | 益田圏域：益田合庁会議室 |
| 13:30～15:30 | 浜田圏域：浜田医療センター会議室 |
| 19:00～21:00 | 大田圏域：大田市民会館中ホール |
| ○12月14日(日) | |
| 14:15～16:15 | 隠岐圏域：隠岐病院講堂(2階) |
| ○12月15日(月) | |
| 9:30～11:30 | 隠岐圏域：隠岐合同庁舎別館第二会議室 |

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成（注）に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

（注）現在は法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施している。

概要

- (1) 基本方針の策定
 - ・ 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。
- (2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給。
 - ・ 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
 - ・ 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
 - ・ 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
 - ・ 医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。
- (3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - ・ 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。
- (4) 療養生活環境整備事業の実施
 - ・ 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

施行期日

平成27年1月1日

※児童福祉法の一部を改正する法律（小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の法定化）と同日

児童福祉法の一部を改正する法律の概要

法案提出の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき措置として、小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾病児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずる。

法律の概要

(1) 基本方針の策定

- ・ 良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。

(2) 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- ・ 都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給。
（現行の小児慢性特定疾病医療費助成は児童福祉法に基づく法律補助であるものの裁量的経費。今回、義務的経費化。）
- ・ 医療費助成に要する費用は都道府県等の支弁とし、国はその2分の1を負担。
- ・ その他、適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備。
➤ 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
➤ 都道府県等は、支給認定をしないときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求める。

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施

- ・ 都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する自立の支援のための事業（※）を実施。
（※） 必須事業：小児慢性特定疾病児童等、その保護者その他の関係者に対する相談支援、必要な情報提供、助言等
任意事業：①レスパイト（医療機関等における小児児童等の一時的預かり）、②相互交流支援、③就労支援、④家族支援（家族の休養確保のための支援）等

(4) 小児慢性特定疾病の治療方法等に関する研究の推進

- ・ 国は、小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進。

施行期日

平成27年1月1日

※難病の患者に対する医療等に関する法律と同日

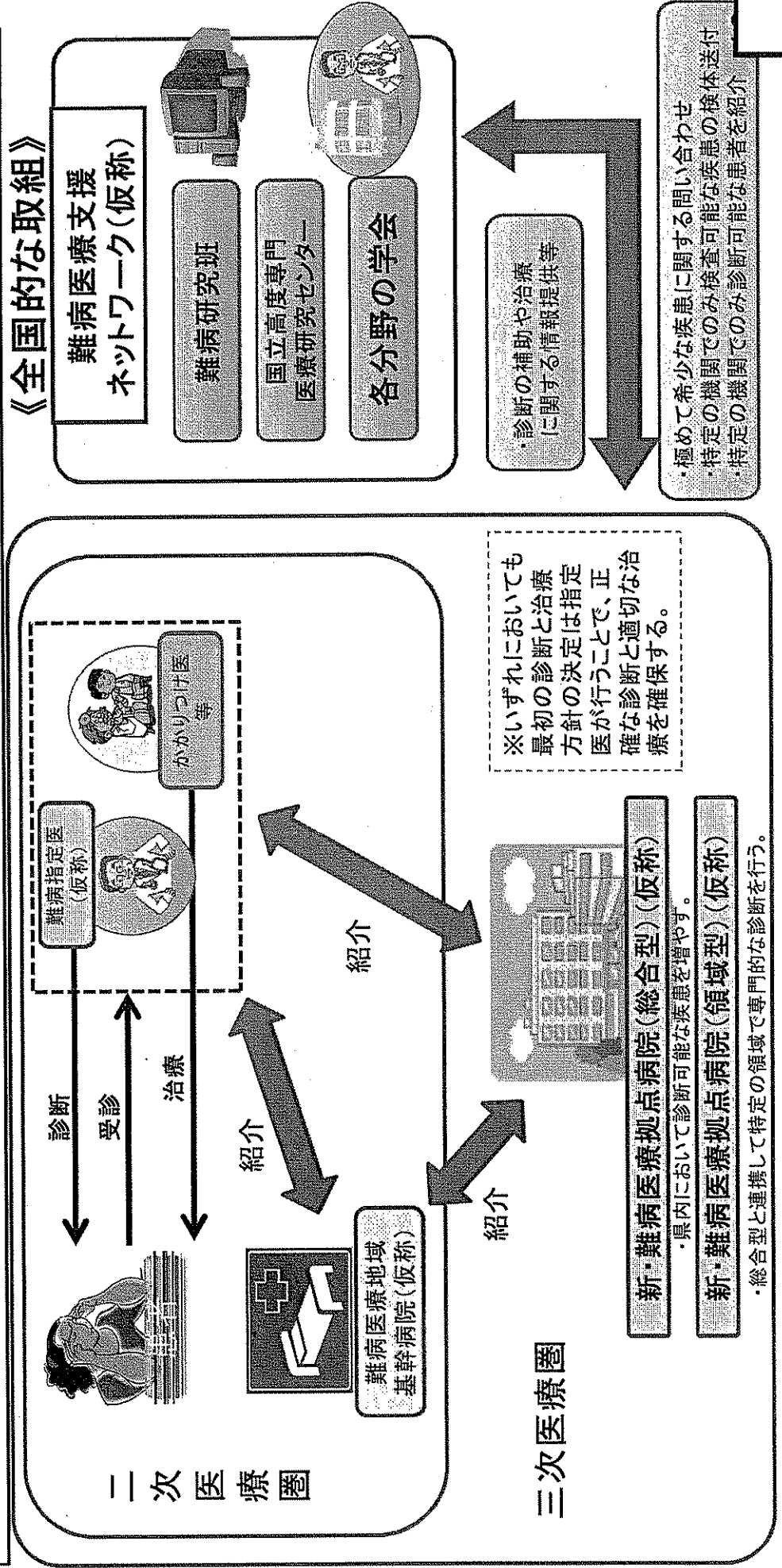
「難病の患者に対する医療等に関する法律」、「児童福祉法の一部を改正する法律」について

区分	難病	小児慢性特定疾病
根拠法令	難病の患者に対する医療等に関する法律	児童福祉法の一部を改正する法律
疾病	指定難病 ※ 医師の意見書「臨床調査個人票」	小児慢性特定疾病 ※ 医師の意見書「医療意見書」
指定医	難病指定医 協力難病指定医	指定医
指定医療機関	指定医療機関	指定小児慢性特定疾病医療機関
受給者証	医療受給者証	医療受給者証
医療費	特定医療費	小児慢性特定疾病医療費
審査会	指定難病審査会	小児慢性特定疾病審査会
協議会	難病対策地域協議会	慢性疾病児童地域支援協議会(要綱)

効果的な治療方法の開発と医療の質の向上（患者の診療の流れとその支援の体制）

○ 正しい診断や、適切な治療が行える医療提供体制の構築

- ・「新・難病医療拠点病院（総合型）（仮称）」を三次医療圏ごとに原則1か所以上、「新・難病医療拠点病院（領域型）（仮称）」を適切な数を指定
- ・「難病医療地域基幹病院（仮称）」を二次医療圏に1か所程度指定する。
- ・国立高度専門医療研究センター、難病研究班、それぞれの分野の学会等の連携して「難病医療支援ネットワーク（仮称）」を形成し、全国規模で正しい診断ができる体制を整備



公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築(難病に係る新たな医療費助成の制度①)

<自己負担割合>

- 自己負担割合について、現行の3割から2割に引下げ。

<自己負担上限額>

- 所得の階層区分や負担上限額については、医療保険の高額療養費制度や障害者の自立支援医療(更生医療)を参考に設定。

- 症状が変動し入院を繰り返す等の難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。

- 受診した複数の医療機関等の自己負担(※)をすべて合算した上で負担上限額を適用する。

※ 薬局での保険調剤及び訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

<所得把握の単位等>

- 所得を把握する単位は、医療保険における世帯。所得を把握する基準は、市町村民税(所得割)の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合、負担が増えないよう、世帯内の対象患者の人数で負担上限額を按分する。

<入院時の食費等>

- 入院時の標準的な食事療養及び生活療養に係る負担について、患者負担とする。

<高額な医療が長期的に継続する患者の取扱い>

- 高額な医療が長期的に継続する患者(※)については、自立支援医療の「重度かつ継続」と同水準の負担上限額を設定。

※ 「高額な医療が長期的に継続する患者(「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)とする。

- 人工呼吸器等装着者の負担上限額については、所得区分に関わらず月額1,000円とする。

<高額な医療を継続することが必要な軽症者の取扱い>

- 助成の対象は症状の程度が一定以上の者であるが、軽症者であっても高額な医療(※)を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。

※ 「高額な医療を継続すること」とは、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合(例えば医療保険の3割負担の場合、医療費の自己負担が1万円以上の月が年間3回以上)とする。

<経過措置(3年間)>

- 既認定者の負担上限額は、上記の「高額かつ長期」の負担上限額と同様とする。
- 既認定者のうち現行の重症患者の負担上限額は、一般患者よりさらに負担を軽減。
- 既認定者については、入院時の食費負担の1/2は公費負担とする。

小児慢性特定疾病の医療費助成に係る自己負担上限額について

(単位:円)

階層区分	自己負担上限額(患者負担割合:2割、外来+入院)			
	原則		既認定者【経過措置3年】	
	一般	重症(※)	一般	現行の重症患者
I 年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)	0		0	
	人工呼吸器等 装着者	人工呼吸器等 装着者	人工呼吸器等 装着者	
II 生活保護等	1,250		1,250	1,250
	2,500		2,500	
III 市町村民税 非課税	500		500	
	5,000	2,500	2,500	500
IV 一般所得 I (~市町村民税7.1万円未満、~約430万)	500		500	
	10,000	5,000	5,000	2,500
V 一般所得 II (~市町村民税25.1万円未満、~約850万)	500		500	
	15,000	10,000	10,000	2,500
VI 上位所得 (市町村民税25.1万円以上~、約850万~)	500		500	
入院時の食費	1/2自己負担		自己負担なし	

※重症:①高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

自己負担上限額の管理について

- 特定医療費の受給者については、所得により月々の自己負担上限額が定められているが、病院、薬局等2か所以上の指定医療機関を利用する場合は、自己負担上限額の管理を行う必要がある。
- このため、都道府県から医療受給者証とあわせて「自己負担上限額管理票」を交付することとする。患者の方は指定難病に係る治療等を指定医療機関で受ける度に、その機関が徴収した額を各機関において管理票に記入してもらい、自己負担の累積額が月間自己負担上限額まで達した場合には、その旨をその時に受診した指定医療機関に確認してもらう。
- 自己負担上限額に達した場合は、その月においてそれ以上の自己負担がなくなる。

平成		年	月分自己負担上限額管理票		
受診者名			受給者番号		
月間自己負担上限額 _____ 円					
日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の累積額 (月額)	徴収印
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
上記のとおり、当月の自己負担上限額に達しました。					
日付	指定医療機関名			確認印	
月 日					

指定医について①

1. 指定医の要件

	要件	患者の新規の認定の際に必要な診断書の作成	患者の更新の認定の際に必要な診断書の作成
(1) 難病指定医(*)	① 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること。 ② 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修(※)を修了していること。 ※1～2日程度の研修	○	○
(2) 協力難病指定医	③ 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修(※※)を修了していること。 ※※1～2時間程度の研修	×	○

* 法施行時の経過措置として、5年以上診断・治療経験があり指定難病の診断等に従事したことがある者については、平成29年3月31日までに研修を受けることを条件に難病指定医になることができる。

2. 指定医の役割

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること。
- 患者データ(診断書の内容)を登録管理システムに登録すること。

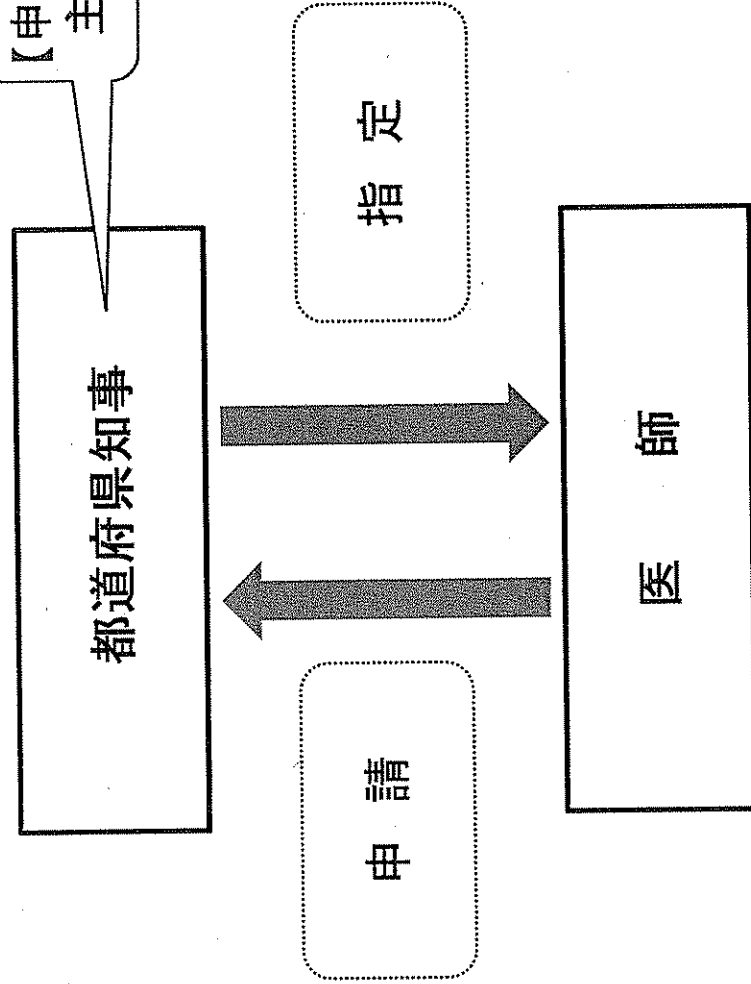
(指定医の職務) 指定医は、指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

3. 指定の有効期間

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制とする。

指定医について②

指定の申請手続



【申請先】

主たる勤務先の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事

【申請書の記載事項及び添付文書】

《記載事項》

- ・ 氏名、生年月日、連絡先、
医籍の登録番号・登録年月日、
担当する診療科名
- ・ 指定医の要件に係る事項（専門医の資格の名称等）
- ・ 主たる勤務先の医療機関の名称と所在地
等

《添付文書》 * 申請先で確認できる場合は省略可

- ・ 経歴書
- ・ 医師免許証の写し
- ・ 専門医資格を証明する書面又は研修の修了証
等

◇ 都道府県は指定医の指定をしたときは、

- ① 指定医の氏名
- ② 主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地
- ③ 主たる勤務先の医療機関で担当する診療科名
を公表する（HP等における公表で可）。

指定医について③

1. 申請事項の変更

指定医は、指定申請書に記載した事項のうち、以下のものについて変更があった場合は、指定通知書を交付した都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

【変更があった事項】

- ① 氏名、生年月日、連絡先、医籍登録番号・登録年月日、担当する診療科名
- ② 主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地

2. 指定医の指定の取消し

都道府県知事等は、指定医について、不適切な臨床調査個人票を作成しているなど、その職務を行わせることが不適当であると認められる場合には、その指定医の指定を取り消すことができる。

3. 指定医の指定の辞退

指定医は、その指定を辞退する場合は、都道府県知事に届け出る。

4. 指定医に係る公表

都道府県知事は、下記に掲げる場合は、その旨を公表する。

- ① 指定医の指定をしたとき
- ② 指定医から変更の届出があったとき
- ③ 指定医の指定を取り消した場合、又は指定の効力を停止したとき

指定医について④

1. 申請事項の変更

指定医は、指定申請書に記載した事項のうち、以下のものについて変更があった場合は、指定通知書を交付した都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

【変更があった事項】

- ① 氏名、生年月日、連絡先、医籍登録番号・登録年月日、担当する診療科名
- ② 主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地

2. 指定医の指定の取消し

都道府県知事等は、指定医について、不適切な臨床調査個人票を作成しているなど、その職務を行わせることが不適當であると認められる場合には、その指定医の指定を取り消すことができる。

3. 指定医の指定の辞退

指定医は、その指定を辞退する場合は、都道府県知事に届け出る。

4. 指定医に係る公表

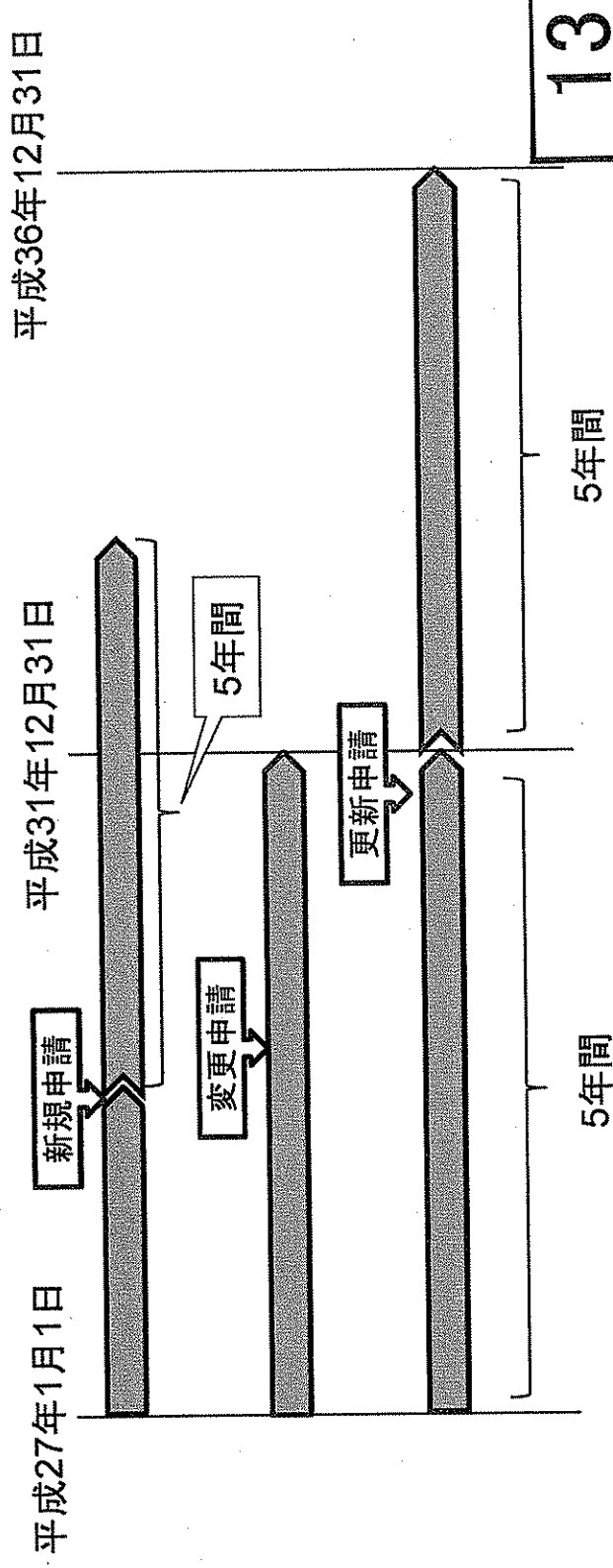
都道府県知事は、下記に掲げる場合は、その旨を公表する。

- ① 指定医の指定をしたとき
- ② 指定医から変更の届出があったとき
- ③ 指定医の指定を取り消した場合、又は指定の効力を停止したとき

「難病指定医」「協力難病指定医」の手続きについて

	対 応 事 例	必要な書類・手続き	有効期間
新規	<p>新規指定、区分の変更、所管都道府県を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに指定医となる場合 協力難病指定医から難病指定医への変更 経過的特例による指定の有効期間内に、専門医資格に基づく難病指定医として指定を受け直し 主な勤務地の変更(変更先) など 	<p>指定医指定申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規申請と同様の取扱いとする。 なお、所管都道府県を変更する場合、変更前の指定通知書を申請書の添付書類とし、その他の添付書類を省略可能とする(その他の書類は省略可)。ただし、その場合は、指定の有効期間を変更前の所管都道府県が指定した有効期間の残期間とする。 	<p>指定後 5年間</p>
変更	<p>氏名、連絡先、住所、所管都道府県(※)の変更などの場合</p> <p>※ 変更前の都道府県に変更の届出を提出し、変更後の都道府県には新規申請を行う。</p>	<p>指定変更届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更に必要な書類のみ提出 	<p>変更なし</p>
更新	<p>指定医の区分を継続し、有効期間を延長する場合</p>	<p>指定医指定更新申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて書類を省略可能 	<p>更新前の有効期間の終了日から5年間</p>

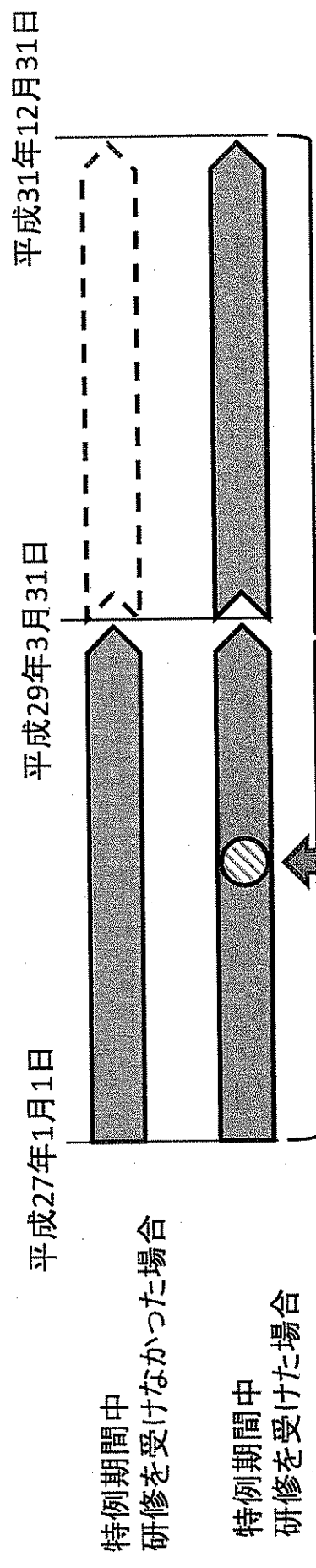
(参考)有効期間について



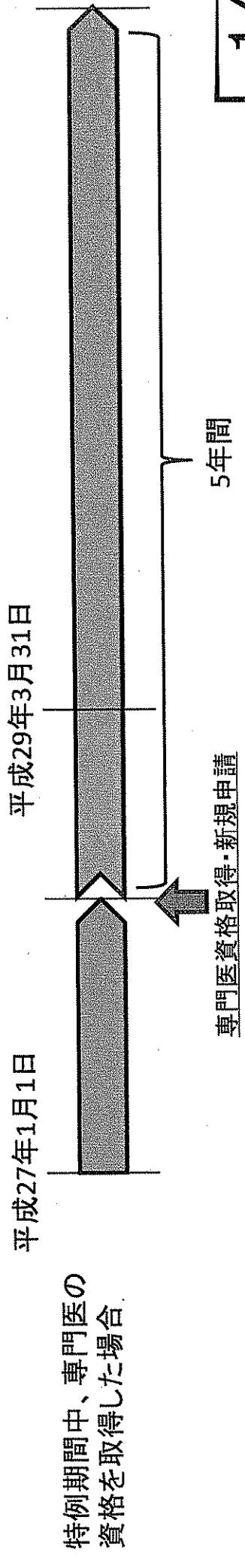
「難病指定医」(指定の経過的特例)の有効期間の考え方

指定の経過的特例

○ 指定の経過的特例により難病指定医に指定されたものは、平成29年3月31日までに研修を受けなければ、平成29年4月1日以降は指定の効力が失われる(「指定医ではなくても可」。なお、期間中に研修を受けた場合は、指定の有効期間は経過的特例の指定を受けた日から5年とする。



○ 経過的特例期間中に、専門医を取得し、専門医資格による難病指定医として新規申請してきた場合
・ 申請日以降を指定日として、5年間の有効期間とする。



難病指定医・小児慢性特定疾病指定医(専門医)

難病指定医:厚労省告示第 号

No	小児慢性特定疾病指定医 学会の専門医	難病指定医 学会が認定する 専門医の資格	No	小児慢性特定疾病指定 医 学会の専門医	難病指定医 学会が認定する 専門医の資格
1	日本内科学会	総合内科専門医	26	日本肝臓学会	肝臓専門医
2	日本小児科学会	小児科専門医	27	日本アレルギー学会	アレルギー専門医
3	日本皮膚科学会	皮膚科専門医	28	日本感染症学会	感染症専門医
4	日本精神神経学会	精神科専門医	29	日本老年医学会	老年病専門医
5	日本外科学会	外科専門医	30	日本神経学会	神経内科専門医
6	日本整形外科学会	整形外科専門医	31	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
7	日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	32	日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
8	日本眼科学会	眼科専門医	33	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医、心臓血管外科専門医
9	日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	34	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
10	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	35	日本小児外科学会	小児外科専門医
11	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	36	日本小児神経学会	小児神経科専門医
12	日本医学放射線学会	放射線科専門医、放射線治療専門医 放射線診断専門医	37	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
13	日本麻酔科学会	麻酔科専門医	38	日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医 周産期(母体・胎児)専門医
14	日本病理学会	病理専門医	39	日本生殖医学会	生殖医療専門医
15	日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	40	日本集中治療医学会	集中治療専門医
16	日本救急医学会	救急科専門医	41	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
17	日本形成外科学会	形成外科専門医	42	日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
18	日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	43	日本手外科学会	手外科専門医
19	日本消化器病学会	消化器病専門医	44	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
20	日本循環器学会	循環器専門医	45	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
21	日本呼吸器学会	呼吸器専門医	46	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
22	日本血液学会	血液専門医	47	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
23	日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医	48	日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
24	日本糖尿病学会	糖尿病専門医	49	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
25	日本腎臓学会	腎臓専門医			

指定医療機関の指定手続等①

1 指定について

- 指定医療機関の指定対象としては、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する病院、診療所、薬局のほか、政令において、訪問看護事業所等を規定している。
- 病院、診療所、薬局等の開設者の申請により、都道府県知事が指定を行う。
- 指定申請に必要な事項は、名称、所在地、保険医療機関であること等が厚生労働省令で定められている。
- 申請者が保険医療機関等でないとき、特定医療費の支給に関して重ねて勧告等を受けているとき、役員・職員が禁固・罰金刑を受けてから5年を経過していないとき等には、都道府県知事は指定をしないことができる。
- 指定は6年ごとに更新を受けなければならない。

2 責務について

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

3 監督について

- 都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療機関の開設者等に対し報告や帳簿書類等の提出を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。
- 診療方針等に沿って良質かつ適切な特定医療を実施していないと認めるときは、期限を定めて勧告することができ、勧告に従わない場合に公表、命令することができる。

4 取消しについて

- 診療方針等に違反したとき、特定医療費の不正請求を行ったとき、命令に違反したとき等において、都道府県知事は指定を取り消すことができる。

指定医療機関の指定手続等②

1 指定医療機関の指定の申請

指定医療機関の指定を受けようとする病院等の開設者は、以下の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出する。

(1) 病院・診療所

- ① 病院又は診療所の名称及び所在地
- ② 開設者の住所、氏名又は名称
- ③ 保険医療機関である旨
- ④ 標榜している診療科名
- ⑤ 誓約書、役員名簿

(2) 薬局

- ① 薬局の名称及び所在地
- ② 開設者の住所、氏名又は名称
- ③ 保険薬局である旨
- ④ 誓約書、役員名簿

(3) 指定訪問看護事業者等

- ① 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名又は名称
- ② 申請に係る訪問看護ステーション等の名称、所在地
- ③ 指定訪問看護事業者等である旨
- ④ 誓約書、役員名簿

2 指定の公示等について

指定申請書を受理してから概ね1ヶ月後までに指定の可否を決定し、申請者に通知するとともに、指定を決定した場合は、速やかにその旨を公示する。

指定医療機関の指定手続等③

1. 指定の申請

【指定医療機関の要件】

- 保険医療機関、保険薬局等であること
- 欠格要件に該当しないこと

都道府県知事

申請



指定



病院、診療所、薬局又は
訪問看護事業者等(※)の開設者

都道府県知事は、指定医療機関を
指定したときはその旨を公示する。

2. 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとの更新制とする。

【申請書の記載事項及び添付文書】

○記載事項

- ・ 医療機関等の名称、所在地
- ・ 開設者の住所、氏名又は名称
- ・ 保険医療機関である旨
- ・ 標榜している診療科名
- ・ 欠格要件に該当しない旨の誓約 等

○添付文書 ※申請先で確認できる場合は省略可

- ・ 役員名簿

【欠格要件】

- ・ 申請者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 難病法等により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 指定医療機関の指定を取り消され、5年を経過していないとき 等

指定医療機関の指定手続等④

(1) 変更の届出が必要な事項

指定医療機関は、指定申請書の記載事項について変更があった場合は都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

(2) 届出が必要な事項

指定医療機関は、以下に掲げる場合には、都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

【届出が必要な事項】

- ・ 業務を休止、廃止又は再開した場合
- ・ 医療法等による命令等を受けた場合

(3) 辞退の申出

指定医療機関は、指定を辞退しようとするときは、都道府県知事に対して申し出ることを必要とする。

(4) 指定医療機関に係る公示

都道府県知事は、下記に掲げる場合は、その旨を公示する。

- ① 指定医療機関の指定をしたとき
- ② 指定医療機関から変更の届出があったとき
- ③ 指定医療機関から指定の辞退があったとき
- ④ 指定医療機関の指定を取り消したとき

指定医療機関の指定手続等⑤

1. 指定医療機関の責務等

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- 診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 特定医療の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。

2. 指定医療機関に対する監督

報告・出頭・検査

・ 都道府県知事は、必要があるときは、指定医療機関の開設者等に対し、報告や診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。

→ 開設者等が従わなかった場合は、特定医療費の支払の一時差し止めが可能。

※ あわせて、指定の取消し(右記)等を行うことも可能。

勧告・命令

・ 都道府県知事は、指定医療機関が、療養担当規程又は診療方針に従っていないときは、指定医療機関の開設者に対し期限を定めて勧告することができる。

→ 期限内に勧告に従わなければ公表可能。

・ 都道府県知事は、勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由なく措置しなければ、期限を定めて措置命令をすることができる。

→ 命令をしたときは公示が必要。

指定の取消し

・ 都道府県知事は、以下の事由に該当する場合には、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

【取消事由】

- ・ 開設者等が禁固刑以上の刑や難病法等により罰金刑に処せられることとなったとき。
- ・ 保険医療機関・保険薬局等でなくなったとき。
- ・ 開設者が特定医療費の支給に関し重ねて指導や勧告を受けたとき。
- ・ 診療方針等に違反したとき。
- ・ 特定医療費を不正請求したとき。

等

→ 指定を取り消したときは公示が必要。

指定医療機関の指定、及び指定医の指定申請について

○難病の患者に対する医療等に関する法律

- ・難病指定医の指定(法第6条、施行規則第16条)
- ・指定医療機関の指定(法第14条、施行規則第35条)

○児童福祉法の一部を改正する法律

- ・指定医の指定(法第19条の三、施行規則第7条の十一)
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関の指定(法第19条の九、施行規則第7条の二十九)

区分	A県	B県
【指定医】 A県に診療所があり、B県の病院 で週1～2日診療 ※ 診療所及び病院において「臨 床調査個人票」又は「医療意見 書」を作成	A県に指定医の指定申請を行う	B県に指定医の指定申請を行う
【指定医療機関】 所在地はA県 ※ B県からの患者を受け入れて いる	A県に指定医療機関の指定申請を行う	手続きは不要！ ※ 所在する都道府県への指定申請を行う ことによつて、全ての都道府県の患者の受 け入れが可能。

指定難病及び小児慢性特定疾病の申請に関わる指定医、指定医療機関について

区分	対象疾病	平成26年12月31日までの申請(受診)			平成27年1月1日以降の申請(受診)		
		医師の意見書(様式)	指定医等(診断書の作成)	指定医療機関(受診)	医師の意見書	指定医等	指定医療機関
指定難病	既存(56⇒64疾病)疾病	・既存の「臨床調査個人票」に記載	・「指定医」の要件はなし		・新規の「臨床調査個人票」に記載	・新規申請:「難病指定医」が作成 ・更新申請:「難病指定医」又は「協力難病指定医」が作成	・都道府県が指定した「指定医療機関」で受診 ※「指定医療機関」は、各都道府県のホームページで随時更新
	新規追加(第一次実施分46疾病)疾病 ※ 計 110疾病	・新規の「臨床調査個人票」に記載	・「難病指定医」が作成		・新規の「臨床調査個人票」に記載	・新規申請:「難病指定医」が作成 ・更新申請:「難病指定医」又は「協力難病指定医」が作成	・都道府県が指定した「指定医療機関」で受診 ※「指定医療機関」は、各都道府県のホームページで随時更新
小児慢性特定疾病	新規追加(第二次実施分約200疾病)疾病 ※ 計 約300疾病(H27年8月頃)				第二次実施分として、平成27年8月頃約200疾病を追加予定		
	既存(514⇒598疾病)疾病	既存の「医療意見書」に記載、又は、新規の「医療意見書」に記載	・「指定医」の要件はなし		・新規の「医療意見書」に記載	・「指定医」が作成	・都道府県が指定した「指定医小児慢性特定疾病医療機関」で受診 ※「指定小児慢性特定疾病医療機関」は、各都道府県のホームページで随時更新
	新規追加(107疾病)疾病 ※ 計 705疾病	新規の「医療意見書」に記載	「指定医」が作成		・新規の「医療意見書」に記載	・「指定医」が作成	・都道府県が指定した「指定医小児慢性特定疾病医療機関」で受診 ※「指定小児慢性特定疾病医療機関」は、各都道府県のホームページで随時更新
	【特例】 小児慢性特定疾病の新規疾病に追加された疾病について、指定難病(特定疾患)から移行できる疾病(44疾病) ※ 指定難病(特定疾患)から小児慢性特定疾病へ移行	新規の「医療意見書(小慢)」に記載、又は、既存の「臨床調査個人票」に記載	・「指定医」の要件はなし		・新規の「医療意見書」に記載	・「指定医」が作成	・都道府県が指定した「指定医小児慢性特定疾病医療機関」で受診 ※「指定小児慢性特定疾病医療機関」は、各都道府県のホームページで随時更新

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第 号）第四十

条の規定に基づき、指定医療機関療養担当規程を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

指定医療機関療養担当規程

（指定医療機関の義務）

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。

）第五条第一項に規定する指定難病の患者に対し特定医療を行う指定医療機関（同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十条に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、法の規定による特定医療を担当しなければならない。

（診療の拒否の禁止）

第二条 指定医療機関は、指定特定医療を受ける指定難病の患者（以下「受診者」という。）の診療を正当な理由なく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定医療機関は、指定難病の患者又はその保護者（法第五条第一項に規定する保護者をいう。）から法第七条第四項に規定する医療受給者証を提示して受診者の診療を求められたときは、その医療受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療をしなければならない。

(診療録)

第五条 指定医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第六条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第七条 指定医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合

には、速やかに、意見を付して医療受給者証を交付した都道府県に通知しなければならない。

一 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

二 受診者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第八条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険又は後期高齢者医療の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

第九条 指定医療機関である薬局にあつては、第五条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

指定申請書様式

指定医療機関（難病）

指定申請書

指定小児慢性特定疾病医療機関

難病指定医・協力難病指定医

指定申請書

小児慢性特定疾病指定医

指定医療機関（難病）
指定小児慢性特定疾病医療機関

指定申請書

該当するものに○ をつけてください	難病 小児慢性特定疾病	病院・診療所	薬局	訪問看護事業者等
保険医療機関等	名称			
	所在地			
	電話番号			
	医療機関コード（※）			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	代表者 (訪問看護事業 者等のみ記載)	住所		
		氏名		
標榜している診療科名 (薬局・訪問看護事業者は記載不要)				
役員の名前及び職名（開設者が法人の場合）				
氏名	職名	氏名	職名	
<p>上記のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関 ・児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関 <p>として指定されたく申請する。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項 ・児童福祉法第19条の9第2項 <p>の規定に該当しないことを誓約する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>開設者氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p>				
島根県知事 様			印	27

※ 訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

(誓約項目)

<難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項>

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定を
してはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消のうち当該取消しの処分となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

<児童福祉法第19条の9第2項>

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消のうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 5 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定医療機関（難病）
指定小児慢性特定疾病医療機関

指定申請書

記載例

該当するものに○をつけてください	難病 小児慢性特定疾病	病院・診療所	薬局	訪問看護事業者等
保険医療機関等	名称	〇〇薬局△△店		
	所在地	松江市△△町1234番地		
	電話番号	0852-12-3456		
	医療機関コード（※）	0100000		
開設者	住所	松江市□□町5678番地		
	氏名又は名称	株式会社××		
	代表者 （訪問看護事業者等のみ記載）	住所		
	氏名			
標榜している診療科名 （薬局・訪問看護事業者は記載不要）				
役員の名及び職名（開設者が法人の場合）				
氏名	職名	氏名	職名	
<p>上記のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関 ・児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関 <p>として指定されたく申請する。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項 ・児童福祉法第19条の9第2項 <p>の規定に該当しないことを誓約する。</p> <p>平成26年〇〇月△△日</p> <p>開設者氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">株式会社×× 代表取締役社長 〇〇 〇〇</p>				
島根県知事 様			取 締 役 印	株 式 会 社 代 表

※ 訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

難病指定医・協力難病指定医
小児慢性特定疾病指定医

指定申請書

平成 年 月 日

島根県知事 様

(記名押印又は自筆による署名)

氏 名

印

〒

住 所

電話番号

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項 に規定する指定医の指定を受けたいので、
- ・児童福祉法第19条の3第1項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条 の規定に基づき申請します。
- ・児童福祉法施行規則第7条の11

申請区分 (該当に○)	難病指定医			協力難病指定医			小児慢性特定疾病指定医		
生年月日	大 正 年 月 日 平 成			性 別	男 ・ 女				
医籍登録番号				医 籍 登録年月日	昭 和 年 月 日 平 成				
記載 い① ず又 れは か② をの	① 専門医の 名 称	専門医の 認定機関 (学会)			専門医の 有効期間	平成 年 月 日迄			
	② 研修の 名 称			研 修 了 日	平成 年 月 日				
※ 上記①又は②の記載要領 ①専門医要件での難病指定医または指定医の申請をする場合に記載。 ②県が実施する指定医の研修受講による難病指定医または指定医の申請をする場合、もしくは協力難病指定医の申請の場合に記載。 なお、経過的特例による難病指定医または小児慢性特定疾病指定医の申請を行う場合は、①、②のいずれも記載不要。									
勤務先の 医療機関 (診断書を作成 する勤務先)	医療機関名								
	所在地		〒						
	電話番号								
	担当する 診療科								

添付書類

1. 医師免許証の写し(裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと)
2. 難病指定医または小児慢性特定疾病指定医の申請の場合は、専門医に認定されていることを証明する書類の写しまたは指定医の研修修了を証明する書類の写し
3. 協力難病指定医の申請の場合は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類の写し

(裏面)

30

○ 表面の勤務先以外に勤務し、診断書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。

1	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
2	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
3	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
4	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
5	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	

経 歴 書

※5年以上の診断又は治療に従事した経歴（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。

診断又は治療に 従事した期間	従事した診療科	従事した医療機関名
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
合計 期間		計 年 か月

記載例

難病指定医・協力難病指定医
小児慢性特定疾病指定医

指定申請書

平成26年12月××日

島根県知事 様

(記名押印又は自筆による署名)

氏 名 島 根 太 郎



〒69×-××××
住 所 ○○市△△町1-2-3

電話番号 085×-××-××××

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項 に規定する指定医の指定を受けたいので、
- ・児童福祉法第19条の3第1項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条 の規定に基づき申請します。
- ・児童福祉法施行規則第7条の11

申請区分 (該当に○)	<input checked="" type="checkbox"/> 難病指定医 <input type="checkbox"/> 協力難病指定医 <input checked="" type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病指定医					
生年月日	大正 昭和 33年 3月 3日 平成	性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女			
医籍登録番号	001234	医 籍 登 録 年 月 日	昭和 平成 17年 1月 1日			
記載 ① ②	① 専門医の 名 称	小児科専門医	専門医の 認定機関 (学会)	日本小児科学会	専門医の 有効期間	平成30年4月1日迄
	② 研修の 名 称		研 修 了 日	平成 年 月 日		
※ 上記①又は②の記載要領 ①専門医要件での難病指定医または指定医の申請をする場合に記載。 ②県が実施する指定医の研修受講による難病指定医または指定医の申請をする場合、もしくは協力難病指定医の申請の場合に記載。 なお、経過的特例による難病指定医または小児慢性特定疾病指定医の申請を行う場合は、①、②のいずれも記載不要。						
勤務先の 医療機関 (診断書を作成 する勤務先)	医療機関名	○○病院				
	所在地	〒69×-×××× ○○市△△町1234番地				
	電話番号	085×-××-××××				
	担当する 診療科	小児科				

添付書類

1. 医師免許証の写し(裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと)
2. 難病指定医または小児慢性特定疾病指定医の申請の場合は、専門医に認定されていることを証明する書類の写しまたは指定医の研修修了を証明する書類の写し
3. 協力難病指定医の申請の場合は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類の写し

(裏面)

○ 表面の勤務先以外に勤務し、診断書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。

1	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
2	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
3	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
4	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	
5	医療機関名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当する 診療科	

経 歴 書

※5年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。

診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従事した医療機関名
自 17年 4月 至 19年 3月	内科ほか	A病院
自 19年 4月 至 20年 3月	小児科	B病院
自 20年 4月 至 22年 3月	小児科	C病院
自 22年 4月 至 年 月	小児科	A病院
自 年 月 至 年 月		
合計 期間		計 9年 8か月